

水道料金制度と 料金算定時の留意点 について教えてください

Answer

1. はじめに

水道料金は、地方公営企業法の独立採算制に基づき、各水道事業において算定されています。

2. 水道料金の算定について

(1) 基本的な考え方

水道料金についての基本的な考え方は、水道法第14条第2項に以下のように示されています。

- ① 適正な原価とすること
- ② 公正妥当なものであること
- ③ 定率又は定額をもって明確に定めること
- ④ 特定の者に対し不当な差別的取扱いをしないこと

(2) 算定方法

水道料金の算定方法は、減価償却費を原価に反映させるなど現金支出の伴わない費用も含めて料金を設定する「総括原価方式」と現金主義に基づき料金算定期間中の全ての現金収支を積み上げ、その収支をバランスさせる形で料金を設定する「資金収支積み上げ方式」に大別されますが、水道料金算定要領（日本水道協会）に定められた「総括原価方式」が多くの事業体で採用されています。

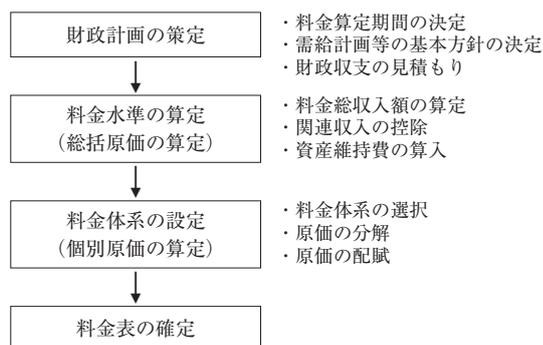


図 水道料金の算定フロー

(3) 水道料金体系

水道料金の体系は、主に「用途別料金体系」、「口径別料金体系」、「用途別・口径別併用料金体系」に区分されます。なお、水道料金は、「基本料金」と「従量料金」のいずれか一つ、あるいは、組み合わせにより構成されており、前者を「一部料金制」、後者を「二部料金制」と呼び、国内においては、ほとんどの事業体が「二部料金制」を採用しています。また、「従量料金」は、使用水量の多少にかかわらず1 m³当たりの料金が同じ「単一型」、使用水量が多くなるほど1 m³当たりの料金が段階的に高くなる「逦増型」、使用水量が少なくなるほど1 m³当たりの料金が段階的に安くなる「逦減型」に区分されます。

(4) 料金算定時の留意事項

① 総括原価の算定

料金算定の基礎となる総括原価は、合理的な給水需要の予測と施設計画を前提に、適正な営業費用（人件費、修繕費、減価償却費など）のほか、必要な資本費用（支払利息、資産維持費）を加えて算定することとされており、期間的な負担の公平性が保たれるよう配慮する必要があります。

② 料金算定期間の設定

料金算定期間は、料金の安定性、期間的負担の公平性、原価把握の妥当性から設定する必要があり、概ね3～5年程度が妥当とされています。

③ 料金体系の設定

今後、水需要の減少に伴い、基本料金に比べ従量料金が大きく減少すると考えられます。料金収入は、水需要の増減に左右されないことが望ましく、安定度の高い料金体系とするためには、実態に即した固定費と変動費の割合に近づける基本料金と従量料金の設定や逦増度の緩和などについて検討することが肝要です。

(参考文献)

「水道料金算定要領（日本水道協会）」、「水道料金改定業務の手引き（日本水道協会）」

(出典:水道技術ジャーナル 2020年1月)